

「和歌山県建設業界技術力向上支援」希望団体の募集について

将来にわたり公共工事の品質を確保し、良質な社会資本の整備に資することを目的に、県内の建設企業等に所属する技術者の技術力向上又は建設業の担い手確保の取組に対する支援を希望する団体等を募集します。

1 補助対象団体

- (1) 建設業を主として営む公益法人又は一般社団法人等のうち、和歌山県内に主たる事務所を置く団体
 - (2) 20 者以上の県内の建設企業等^{*1} で構成される団体
 - (3) 和歌山県建設工事入札参加資格を有し、和歌山県内に主たる営業所を有する者
 - (4) 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有し、和歌山県内に住所又は本店を置く者
 - (5) 和歌山県内に主たる営業所を有しない者のうち、和歌山県内に工場を有する者と和歌山県建設工事入札参加資格を有する者
- (3)～(5)については、建設業の担い手確保のため魅力発信に関する支援のみ対象とする。ただし、県内に主たる事業所を置く公益法人又は一般社団法人等から当該事業の実施についての要請をあらかじめ受けているものに限ります。

2 支援内容

補助対象団体等が行う次の各事業に対し、費用の一部を補助します。

	①講習会等開催に関する支援	②資格取得講習会等技術者参加に関する支援	③建設業の担い手確保のための魅力発信に関する支援
内容	技術者の技術力向上のために講習会等を実施する団体に補助金を交付します。	資格取得(1級国家資格等 ^{*2})のために公益法人等が主催する講習会等へ技術者を参加させる団体に補助金を交付します。	建設業の担い手確保のため、県内の学校に通う学生等を対象として行う講座、現場見学会、建設機械等を使用した体験型イベント、入職促進を目的として配布又は広報媒体へ掲載する PR ポスター・冊子、デジタル動画の作成を実施する団体に補助金を交付します。
補助率	対象経費の 1/2 以内	対象経費の 1/2 以内	対象経費の 1/2 以内
限度額	1 団体あたり 15 万円	1 人あたり 5 千円かつ 1 団体あたり 15 万円 (1 人あたり年 1 回、1 団体での申請に限ります。)	1 団体又は 1 企業あたり 30 万円

※ ①及び②については、年間 20 名以上参加するものに限ります。

※ 国、県その他の公的機関から補助金等の交付又は支援を受けている場合は対象外とします。

※ 原則として補助対象事業を実施する 1 か月前までに申請ください。

※ 申請受付後に審査を行い、補助金交付の決定を行います。

※ 補助対象団体が実施する担い手確保のための魅力発信事業について、講座又は見学会、体験イベントを複数回開催する者については、各回それぞれに補助率及び補助限度額を適用できるものとする。

- ## 3 受付期間
- 令和 8 年 4 月 20 日(月)から令和 8 年 12 月 25 日(金)
(予算上限に達した場合は受付終了となります)

4 その他

支援内容の詳細や申請方法等については、技術調査課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/sekei/gijyuturyokukoujyousien.html>

5 提出先及びお問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課 企画調査班

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-3085 FAX 073-428-1810

[参考]

※1 「県内の建設企業等」：和歌山県の入札参加資格（建設工事、委託業務）を有する県内企業

※2 「資格」：監理技術者となり得る資格（1級国家資格、技術士、1級建築士）